

滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 知事は、幼稚園、保育所、認定こども園もしくは地域型保育事業所（以下「補助対象施設」という。）を利用する乳幼児にかかる保育料および副食費（以下「補助対象経費」という。）について、当該児童が第3子以降である場合に、当該補助対象経費を無料化（副食費については上限あり。）することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 学校教育法第2条第1項の規定により、地方公共団体および学校法人によって設置されている幼稚園
 - イ 学校教育法附則第6条の規定により、学校法人以外のものによって設置されている幼稚園
- (2) 「保育所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を目的とする施設であり、同法第35条第3項による届出をし、または同条第4項の認可を得ている施設をいう。
- (3) 「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 「地域型保育事業所」とは、市町長が、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第5項に規定する家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う者として法第43条の規定により確認をした事業者が事業を行う事業所をいう。
- (5) 「対象児童」とは、幼稚園、保育所、認定こども園もしくは地域型保育事業所を利用する児童のうち、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の規定による「特定被監護者等」が3人以上いる世帯の第3子以降の児童をいう。
- (6) 「1号認定」とは、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者であって、市町から子どものための教育・保育給付を受けているものをいう。
- (7) 「2号認定」とは、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの除く。)の保護者であって、市町から子どものための教育・保育給付を受けているものをいう。
- (8) 「3号認定」とは、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳に

達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。)の保護者であって、市町から子どものための教育・保育給付を受けているものをいう。

(9) 「第1子扱い」とは、対象児童であって、同一世帯から補助対象施設に通っている子どものうち、最年長の子ども(令第13条第1項第1号の適用を受ける児童を除く。)をいう。

(10) 「第2子扱い」とは、対象児童であって、令第13条第1項第1号の適用を受ける児童をいう。

(11) 「保育料」とは、法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第4号までに規定する政令で定める額であって、支給認定保護者の区分に応じて定められた額であり、令第13条の規定により軽減され、または本事業の適用により軽減される前の額をいう。

(12) 「副食費」とは、補助対象施設における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に係る費用であり、本事業の適用により軽減される前の額をいう。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号に定める副食費の実費徴収が免除となる場合を除く。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(補助対象)

第4条 補助対象は、次の対象経費ごとに認定区分等に応じた対象世帯を対象として、市町が行う対象児童の保育料または副食費を無料とし、または軽減する事業とする。

対象経費	認定区分等	対象世帯
保育料	教育・保育給付3号認定	市町村民税所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の世帯(令第4条第2項第6号に規定する要保護者等の世帯にあつては、市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯)
	教育・保育給付2号認定	
副食費	教育・保育給付1号認定	市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯
	子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の対象児童	

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。この要綱の施行前にかかる補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。この要綱の施行前にかかる補助金については、なお従前の例による。

滋賀県多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園もしくは地域型保育事業を利用する第3子以降の乳幼児の保育料および副食費を無料化（副食費については上限あり）する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱（平成28年4月1日付け滋子青第1059号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき市町が実施する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次2項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助基準額（月額）は対象児童の認定区分等に応じ、別表に定める額とする。

(2) 前号の保育料にかかる補助基準額（月額）は、保育料が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき特定教育・保育または特定地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「給付単価限度額」という。）を上回る場合は、当該給付単価限度額を補助基準額（月額）とする。

前号の副食費にかかる補助基準額（月額）は、副食費と4,500円を比較して少ない額を補助基準額（月額）とする。

(3) 対象児童の月途中の入退所等により保育料または副食費が日割計算となる場合は、当該日割計算により算定された額を補助基準額（月額）とする。

2 補助金の交付額は、前項の認定区分等ごとの補助基準額（月額）に当該対象児童の延べ利用月数を乗じて得た額の合計額に補助率（1/2）を乗じて得た額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を中止し、または廃止した場合には知事の承認を得なければならない。

(2) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする市町長は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 次条に規定する補助金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して補助金の

追加交付の申請を行う場合には、変更交付申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第6条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により行う。

（実績報告）

第7条 この補助金の事業実績報告は、翌年度の4月30日（第4条第1号の規定により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに、実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条に定める実績報告書を受理したときは、実績報告書の内容について交付決定の内容に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知（別記様式第5号）により市町長に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた市町長は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- （2）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- （3）規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。この要綱の施行前にかかる補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。この要綱の施行前にかかる補助金については、なお従前の例による。

別表

(単位：円)

対象経費	認定区分等	対象世帯	補助基準額（月額）		
			保育標準時間認定	第1子扱い	30,000
保育料	教育・保育給付3号認定	市町村民税所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の世帯 (要保護者等の世帯にあつては、市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯)	保育標準時間認定	第2子扱い	15,000
				保育短時間認定	第1子扱い
					第2子扱い
				副食費	教育・保育給付2号認定
教育・保育給付1号認定	/		4,500		
	子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の対象児童	/			

注1：同表に定める保育料の補助基準額（月額）にかかわらず、対象児童に係る補助基準額（月額）が給付単価限度額を上回る場合は、当該給付単価限度額を補助基準額（月額）とする。

注2：同表に定める副食費の補助基準額（月額）にかかわらず、副食費と補助基準額（月額）を比較して少ない額を補助基準額（月額）とする。

注3：同表に定める補助基準額（月額）にかかわらず、保育料または副食費が日割計算となる場合は、当該日割計算により算定された額を補助基準額（月額）とする。

注4：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項各号の規定による特例施設型給付費の支給を受ける者または第30条第1項各号の規定による特例地域型保育給付費の支給を受ける者に係る補助基準額（月額）については、実施要綱第4条に規定する認定区分等にかかわらず、利用する補助対象施設に応じ同表に定める認定区分等の補助基準額（月額）を適用する。